

令和4年3月相良村農業委員会定例総会議長進行要領

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(13人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(3番) 冨永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) ~~平川 真由美~~

(8番) 内元 幸一郎

~~(9番) 岩坂 博行~~

地区推進委員

信國 敏彦

~~尾方 豊和~~

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人) 最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第3 議案第10号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 佐竹 竜一

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、7番委員、9番委員、川辺地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年3月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、6番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は18件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>はじめに、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について審議します。1番と2番について、同一案件になりますので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、大字川辺字佐土原、地目は田が2筆、合計面積は4,268㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10a当たり17,000円で、水代としてということです。</p> <p>番号2、大字川辺字佐土原、地目は田が1筆、面積は1,915㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10a当たり17,000円で、同じく水代としてということです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員の報告をお願いします。</p>

8 番委員	3 月 6 日に川辺地区推進委員と一緒に確認に行ってきましたが、記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 8 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 3 番については、8 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(8 番委員・退席)</p>
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 3、大字柳瀬字中ノ口、地目は田が 5 筆、合計面積は 6,582 m ² です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 60 kg です。以上です。
議長	引き続き、本件について 1 番委員の報告をお願いします。
1 番委員	3 月 6 日確認にいきましたが、記載のとおり間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい

	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで8番委員の入室を許可します。</p> <p>(8番委員・入室)</p>
議長	<p>次に4番については、柳瀬地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字藏城、地目は田が1筆、面積は2,565㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員の報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>先月6日に会って聞いてきましたが、記載されている内容で間違いのないとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

	<p>定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員・入室)</p>
議長	<p>次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は1,793㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員の報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>3月5日に10番委員と一緒に確認してきました。記載の内容で間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字朝の迫、地目は畑が2筆、合計面積は12,851㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり7,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員の報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>3月5日に確認してきました。2筆の中に栗が植わっている部分と桜が植わっている部分があり、畑としてはだいぶ荒れてきている。記載</p>

議長	<p>の内容については間違いないです。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番から9番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字大丸、地目は田が1筆、面積は2,113㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。</p> <p>番号8、大字柳瀬字西村、地目は田が2筆、合計面積は3,636㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。</p> <p>番号9、大字柳瀬字六反田、地目は田が2筆、合計面積は4,141㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番と8番について柳瀬地区推進委員、9番について5番委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>7番と8番についてですが、8日に会ってきました。まだ復旧工事が終わっておりませんが記載のとおり間違いございません。</p>
5番委員	<p>9番ですが、水害の改修ができておりませんが、前から借りられているところですので間違いございません。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番と8番について柳瀬地区推進委員、9番について5番委員から報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が1筆、面積は504㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は201,600円、10aあたりに換算すると400,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日受け人に会って話しをしてきました。もともと耕作されているところで、後継者がいないということでした。記載のとおりです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

	<p>定いたします。次に 2 番については、1 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1 番委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字柳瀬字入口、地目は田が 1 筆、面積は 943 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 150,000 円、10 a 当たりに換算すると 159,066 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日話しを聞いてきました。もともと作られているところの隣ということで、内容に間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 1 番委員の入室を許可します。</p> <p>(1 番委員・入室)</p>
議長	<p>次に 3 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 3、大字川辺中溝、地目は田が 1 筆、面積は 2,305 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,000,000 円、10 a 当たりに換算すると</p>

	433,839 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 2 番委員に報告をお願いします。
2 番委員	先日受け人に会ってきました。内容に間違いはないということでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と 2 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議長	次に、議案第 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 1、大字柳瀬字上黒石及び下黒石、地目は田が 8 筆、合計面積は 10,149 m ² です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で 10 a 当たり賃借料は 30,000 円ですが、備考に記載の番地については 10 a 当たり 25,000 円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	この場所については遊水地の決定はされていないのですか。
事務局	まだ遊水地としての決定は正式にはされておられません。

議長	<p>他にご意見はございませんか。ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字石坂下、地目は田が1筆、面積は1,813㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第10号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に、非農地証明交付申請の承認について審議します。1番から3番については、関連しておりますので一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1から番号3までにつきましては、申請者はそれぞれですが同一案件となっております。筆界未定地であった農地を現況に合わせて分筆され、道の部分を非農地証明交付申請されたものです。2月25日に渡邊会長と岩崎推進委員と現地確認しております。それでは番号ごとにご説明いたします。</p>

	<p>番号 1、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 2 筆、合計面積は 661 m²です。 番号 2、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 1 筆、面積は 217 m²です。 番号 3、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 1 筆、面積は 53 m²です。 以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>4 名で話し合いをされて境界を確認して分筆されているみたいです。従来から道として利用されていたところ。後々、農地の売買が出てくるかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 4 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 4、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 995 m²です。この案件は 2 月 25 日に渡邊会長と岩崎推進委員で現地確認しております。</p> <p>現地の畑については、所有者長年耕作しておらず、これからも耕作する予定がないということです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>事務局からの説明のとおりですが、現況は畑で耕作しようと思えばすぐにでも耕作できると考える。また農用地区域内となっている。非農地はちょっと難しいのではないかと思う。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

5 番委員	<p>隣の人に貸せばいいのではないか。隣で耕作されているからそのまま借りてもらって耕作してもらえば。非農地にするのはおかしい。</p>
議長	<p>私も現地を確認してきましたが、この場所は非農地として認めないという判断をしました。後継者がいなくて少し荒れているからといって、非農地を認めてしまうとどこでも非農地として認めていかなくてはならなくなる。売るときに今ならば農地としてしか売れないから、非農地にして業者等が買いやすいようになるのかもしれない。今回の場所は非農地としての理由付けができない。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>長年耕作されていないということですが、管理は誰がされているのでしょうか。写真を見た感じ、そこまで荒れていないように見える。</p>
議長	<p>隣の畑も一緒だが、荒れないようにトラクターでおこすだけはされているみたいだ。</p>
川辺地区推進委員	<p>地元におられない方なので、誰かに貸すように連絡できないだろうか。</p>
事務局	<p>連絡先はわかりますので、推進委員さんと相談しながらご本人に訪ねていきたいと思えます。</p>
3 番委員	<p>ここは農用地区域内ではないのか。区域内であれば非農地にするためにはまず農用地区域を外さなければならないのでは。</p>
事務局	<p>非農地は、農用地区域内であってもよい。</p>
議長	<p>それでは、他に意見がないようでしたら、この案件は今回は保留（否決）でよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は否決といたします。これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>

議長	<p>(1) 次回の総会の開催日について 4月8日(金)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--

閉会：午前9時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年3月10日

相良村農業委員会

署名委員 6番 _____ (印)

署名委員 8番 _____ (印)